

議第91号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年6月24日

滋賀県知事 三日月大造

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(10)の項モ中「第113条の2第1項」を「第113条の3第1項」に改め、同項ヤ中「第113条の2第2項」を「第113条の3第2項」に改め、同表(32)の3の項オ中「第35条第3項ただし書」を「第35条第4項ただし書」に改め、同項サ中「質問」の右に「（法第8条の2第1項および第2項ならびに第72条の3の規定による命令に係るものに限る。）」を加え、同項シ中「同条第2項」を「同条第3項」に改め、同項中ナをニとし、セからトまでをソからナまでとし、スの次に次のように加える。

セ 法第72条の2の2の規定による必要な措置の命令（卸売販売業者に係るものに限る。）
--

付 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。ただし、別表(10)の項および(32)の3の項シの改正規定は、公布の日から施行する。